

平成28年（行ウ）第161号，平成29年（行ウ）第43号

美浜原子力発電所3号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 松下照幸 外72名

被告 国

準備書面（34）の要旨の陳述

2018（平成30）年10月12日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北村 栄 ほか

第1 本準備書面の意味

本書面では，2018（平成30）年6月から9月までの新聞記事にされた本訴訟や本件原発に関する出来事と、それがどの様に本訴訟に関するののかにつき、要点をまとめて述べることに致します。

第2 本訴訟と関係する出来事

1 原子力規制委員会の問題性

規制委員会が今年になって「火山影響評価ガイド」に関連して，巨大噴火に関する「基本的考え方」という文書をまとめたのですが，それに対し，火山の専門家でもある前火山噴火予知連絡会会長の藤井敏嗣氏や市民からも火山ガイドの立地評価の規定を事実上「死文化」させるものだ，などの批判が高まっています。

2 我々は自然のことは分からないこと

6月18日、大阪府北部を中心に震度6弱M6.1の地震が起きましたが、府内で震度6弱を観測するのは，記録が残る1923（大正12）年以降で初めとのこと。2年前の九州大地震も全く想定されていないもので、我々にはどんな地震が起こるかは予想もつかないのですから、自然には謙虚であるべきです。

3 原発周辺住民及び国民の意識

- (1) 東海第二原発の再稼働をめぐることは、東海村長は「苦慮」し、周辺の6市村の議会には反対の声も上がっています。
- (2) 原発銀座とも称される福井県嶺南地方で、住所は書かないで、と訴えたある女性は「被害に遭うのは地元の間人。本当は原発に動いてほしくないけれど、皆、原発で働いているから大きな声で言えない」と述べています。

4 避難計画や事故が起きたときの手当の不十分さ

- (1) 原発事故拠点病院整備が遅れており、被ばく医療体制手当が3分1の道府県で全くなされていないことや、ガイドラインで求められている原発から5キロ圏内の小中学校や幼稚園などの教育施設への安定ヨウ素剤の配備が、一部の県しか配備されておらず、特に福井県では全てで配備されていないことがわかりました。
- (2) 電力各社が行う原発事故を想定した訓練で、規制委員会が柏崎刈羽原発など3原発に対し、規制委との情報共有について「一層の改善が必要」とする3段階評価で最低の「C」評価としていました。
- (3) 東海第二原発の30キロ圏内の市町村の避難計画において、自力で逃げられない高齢者や障害者ら約6万人に及ぶ「要支援者」の移動手段が確保できていないことが、また、福井県の高浜町でも原子力防災訓練が行われ、2度目でしたが健康に配慮した安全な搬送方法や、避難先に搬送した後の心身面のケアなど、改善点はなお山積していることが明らかになりました。このように、各地で原発事故や避難の対応が十分でないのに、再び原発事故が起こったらどうなってしまうのかをしっかりと考える必要があります。

5 原発関係施設のトラブル等

- (1) 8月19日に高浜4号機で蒸気発生器に給水するための「タービン動補助給水ポンプ」の潤滑油が2L漏れ、給水ポンプが使えない状態となったこと、また、翌20日には同じく4号機で原子炉容器の上ぶたを貫通して炉内に温度計を通す管に、放射性物質を含む微量の蒸気漏れが見つかりました。
- (2) 8月22日には、全国の原発のうち、沸騰水型原発で原発燃料カバーの欠損が6電力会社で325体、溶接の不良は3万体制超あったことがわかりました。
- (3) 東通原発、柏崎刈羽原発1号機、浜岡原発4号機で、緊急時に原子炉に冷却水を送る緊急炉心冷却装置(ECCS)の配管の耐震性の計算に誤りが見

つかりました。

- (4) その他、福島第一原発や、もんじゅの廃炉作業でもトラブルが続いているというニュースがいくつもあります。

このように、膨大な数の機器や部品の集合体である原発にはトラブルがつきものであり、どれだけ検査や監視をしても必ずトラブルが起こり、大きな事故になりかねないのです。

6 原発が持つ問題性

- (1) 日本原子力研究開発機構の東海再処理施設の廃止作業に、70年以上の長期間の時間と1兆円以上の費用がかかることや、もんじゅの廃炉費用の総額も1兆円を超える可能性が出てきたこと、ふげんの廃炉関係費も当初の3倍超の92億円かかることが明らかになりました。
- (2) 米の削減要求受け、プルトニウム保有に上限を設けられた一方、核燃料サイクルが停滞している現状ではプルトニウムは増加するばかりとなること、さらに、原発を持つ電力会社10社が、一度使ったMOX燃料を再処理して再び燃料として利用するための費用の計上を2016年度以降中止していたこともわかりました。MOX再処理ができなくなれば、核燃料の再利用は一度のみとなり、核燃料サイクルの意義は大きく崩れることになります。

7 福島第一原発事故とその被害

- (1) 原発事故から7年経っても、東日本の広い範囲で、基準値を超える放射能汚染が認められ、野生の山菜やキノコの出荷制限が続いている一方、基準値を超えるキノコが売られていることがわかりました。
- (2) 福島第一原発事故の後、福島県が県内全ての子ども約38万人を対象に実施している甲状腺検査で、集計から漏れていた甲状腺がん患者が11人もいることが明らかになりました。
- (3) 福島第一原発事故の収束作業などに従事した50代の男性が、肺がんで亡くなりましたが、原因が放射線の被ばくで労災認定されました。肺がんは初、死亡例も初めてとのことでした。
- (4) 福島第一原発で汚染水を処理した後に残るトリチウムを含んだ水をためているタンクが年々増え続け、現在約680基、貯蔵量は約89万5000トンに上っていること、またその中に他の放射性物質が除去しきれないまま残留していることもわかりました。増えた水につき海洋放出があるとの説明には反対意見が相次ぎました。

このように、福島原発事故の被害は膨大なもので、収束するどころかこれから影響が出るものです。絶対にこのような事故は二度と起こしてはなりません。

8 福島原発事故の風化

(1) 7月3日、政府は「第5次エネルギー基本計画」で、2030年度の電源構成に占める原発の比率を「20～22%」にするとの政府目標を新たに盛り込むなど、原発推進の姿勢を維持しました。

(2) また、日本政府は、事業費が数兆円にも上る原発は経済的にも大変であり原発計画を見直す国も相次ぐ中、未だ輸出姿勢を崩していません。

これらを見ると、我が国の行政は原発事故を起こしながらも、それを忘れたかの如く、なお原発に依存をしようとしていることがわかります。

9 放射性廃棄物について

現在我が国の原発の廃炉に伴って原子炉内から出る放射性廃棄物は9基分合計約8万トンあり、汚染度の高い制御棒などL1廃棄物は2200トンありますが、処分場の選定は進んでいなく、行き場がなく困っていること。また一時保管する中間貯蔵施設の候補地として上がっている青森県むつ市も、市民の不安が募っていると不快感をあらわにしたことが明らかになりました。

10 情報操作をするなど原発推進のため手段を選ばないやり方

(1) 経産省は、国民からエネルギー基本計画について意見公募を求め、多数の国民が意見表明をしたにもかかわらず、重要なテーマについての賛否や全体的な傾向や割合を示しませんでした。

(2) 野党が共同提出した「原発ゼロ基本法案」が、自民党が原発ゼロを求める世論を意識し、否決した場合の批判を懸念し応じなかったため、一度も審議されないまま今国会が閉会してしまいました。

(3) 復興庁が一般向け冊子「放射線のホント」において、将来にわたる危険に触れず、安全を強調し過ぎているとして、専門家らから批判が出ています。

このように、原発を動かしたい側は、原発の負の部分の何とか隠そうと手段を選ばないやり方でもやってくるのであり、その点からも原発の安全性の審査には厳しい上にも厳しいものでなければなりません。

11 電力は足りていること、原発による電気は必要ないこと

この夏は記録的な猛暑で異常気象と言われましたが、それでも電気は十分

足りており、節電要請も3年連続で見送られ、一番電力需要が大きかった日でも十分な余力があったことが明らかとなりました。電気は十分足りているのです。

12 我が国及び世界が自然エネルギーへの移行、脱原発の方向にあること、及び原発に将来性がないこと

- (1) 日本が開発協力するフランスの高速炉「アストリッド (ASTRID)」計画について、仏政府の担当者が出力規模を縮小する方針を公式に認めたり、日立製作所が英国で計画する原発の建設工事の中核から、米建設大手ベクトルが建設費の高騰で採算を理由に外れることになりました。
- (3) 韓国において原発1基が前倒しで閉鎖され、設計や敷地の購入段階にある計4基の新設も白紙化となりました。
- (4) 世界経済に大きな影響を持つ企業家サム・キミンズが、再生可能エネルギーのコストが急激下がったことに驚き、企業が再生可能エネルギーを選ぶことがビジネスセンスだと説いています。
- (5) 原発推進派として知られる田中伸男・元国際エネルギー機関 (IEA) 事務局長が、講演で原発を新設・増設した場合、「(経済性の)競争力は太陽光発電に比べてない」と指摘しました。
- (6) 再生可能エネルギーなど環境に配慮した事業に、調達した資金の使い道を限定する債券グリーンボンド (環境債) が脚光を浴び、民間企業が相次ぎ参入しています。
- (7) ソフトバンクグループが、インドの太陽光発電事業へ6兆円を超える規模の投資をしようとしています。
- (8) Jパワーと関西電力が英国沖で開発が進む世界最大級の洋上風力発電事業に(1千億円程度)出資すると発表したり、東電や関電等電力大手各社が再生可能エネルギーの導入に本腰を入れ始め、洋上風力発電やバイオマス発電を行うことを決めました。
- (10) 国内の電力消費量の6割を占める企業の中で、富士通など10社で全量を再生エネルギーで賄うことや、セブン-イレブン・ジャパンなどコンビニ最大手3社が、店で使う電気の半分弱を再生可能エネルギーでまかなうこと等を決めました。
- (12) 日本原子力研究開発機構が、企業が原発廃止措置作業の模擬体験や技術開発ができる施設を開所しました。これにより、原発を廃炉にした場合でも地元にも雇用が創出され、潤うこととなります。

このように、世界規模で再生可能エネルギーが普及し、安全性だけでなく経済性の面でも今後ますます原発は必要ないことがわかります。

13 司法に対する失望、要望

- (1) 一審判決を覆し原発の稼働を認めた大飯原発控訴審判決に対して、「司法は福島から目を背けるのか」「司法の敗北だ」との声や、「行政に追随だ」、「原発事故の被害の重大さを視野に入れていない。3.11以前の発想になっている」「司法の役割を果たしていない」「福島の事故を忘れ去ったかのような判決。茶番だ。」との強い声が上がっています。
- (2) 大飯原発訴訟を担当した元裁判官が、「基準を超える地震が来ない根拠はないとして原発は危険と判断したこと」「裁判官に必要なのは良識と理性であること」、「控訴審判決は全く中味がないこと」「規制委員会の判断とは別に、司法が自ら原発の危険性を見極めて判断すべきであること」「国民を守れるかを判断するのは裁判所の大きな役割である」と述べています。

このように、司法に対する国民の期待は大変大きなものがありますし、今や司法しか期待できない状況になっています。

第3 まとめ

- 1 以上の、今回の新聞記事からわかることは、毎回お伝えしていますが、複雑で膨大な数の機器や部品の集合体である原発にはトラブルがつきものであり、この3ヶ月でも様々なトラブルが起きています。40年超の原発においては、その危険性はさらに高まります。まさに、本件原発には、構造上、安全面の課題が多くあるのです。

また、福島原発事故から7年半が経ちましたが、未だ放射能物質、放射線による被害は後を絶たないどころか、これからさらに現実化する様相を呈しています。放射性廃棄物に関しても、全く進んでいないと言ってよい状況です。

一方、行政・原発推進派の原発推進のための露骨かつ、手段を選ばないやり方で、あからさまな情報操作や再生可能エネルギーの促進の邪魔がなされています。

しかし、再生可能エネルギーの価格が大幅に下がるなど、我が国及び世界が自然エネルギーへの移行、脱原発の方向にあること、そして原発に将来性が全くないことが明らかとなっています。世界の趨勢はもう決まっているの

です。

ならば、どうして、あらゆる危険、あらゆる害悪をもたらす原発を、どうして止めないのでしょうか。何故、人権すなわち私たちの財産、身体、命を護る役割を仕事とする裁判所、一番理性を持っている裁判所が、原発を止めてくれないのでしょうか。

2 原発を推進する立場の人は、飛行機や自動車を例に挙げ、これらも事故が起きるがそれらがなくては生活できないし社会が成り立たないから、原発も同じではないかと言います。

しかし、事故の規模が全然違います。福島原発事故は首都圏が、日本が壊滅する寸前でもあったのです。ご存じのように、4号機の燃料プールに運良く隣から水がタイミングよく入るという天の配剤に助けられただけなのです。

一方、原発による電気がどうしても、どうしても私たちの生活になくってはならない、原発による電気がないと私たちが明日から生きていけないのなら、100年に1度壊滅的な事故が起こると言われても、使う必要があるかも知れません。

では、現状、私たちの生活のために、企業の活動のために、原発の電気がなくては社会生活が送れない状況になっているのでしょうか。それがよく分かるデータがあります。

ご存知の通り、今年の夏は異常気象と言われ、全国各地で記録的な猛暑が続き、エアコンを夜通し動かしておかないと命が危うい猛暑の夏と言われ、まさに全国で最高気温、猛暑日の日数の記録を塗り替えました。

しかし、政府は夏の節電要請を3年連続で見送っていました。

何故なら、それでも電気は十分足りていたからです。

7月23日。これは埼玉県熊谷市で国内観測史上最高の41・1度を記録した猛暑の中の猛暑の日、東京都内でも史上初めて40度の大台を超えた日です。冷房の使用もうなぎ上りで、この日の午後2時から3時にかけての電力需要も、この夏一番の5653万キロワットを記録しました。それでも最大需要に対する供給余力（予備率）は7,7%で、「危険水域」とされる3%までには十分な余裕があったのです。その日、中部電力管内でも3・11後最大の2607万キロワットに上りましたが、12%もの余力がありました。東電も中電も震災後に原発は止まったままなのに、この余裕です。電気は足りていますし、電力は確実に安定供給されているのです。2年前はそれまで

の約2年間我が国の全原発が全て動いていない期間がありましたが、それでも電気が足りないとは言われていませんでした。

最大の功労者は省エネです。計画停電を経験した3・11の教訓を受け止めて、家庭でも工場でも、一般的な節電が当たり前になっています。これが、余力の源ですが、さらに再生可能エネルギーの普及が予想以上に原発の穴を埋めています。猛暑の夏は太陽光発電にとっては好条件とも言えるからです。

このように、電力が十分足りて安定供給されている現状であるにもかかわらず、子や孫に多大な害を及ぼし、故郷に住めなくなってしまう危険な原発を動かす意味はどこにあるのでしょうか。不思議でたまりません。

原発が、本当に私たちの生活の為にどうしても必要であるなら、私たちも一定程度の危険性を受け入れることが必要かも知れませんが、しかし、現実には電力は足りていて原発の必要性がないことは既に明らかとなっているのです。

- 3 一方、原発事故は、いつ起きるとも分かりません。稼働して1年後、いやすぐにでも起きるかも知れないのです。特に老朽原発はその危険が高いものです。今止めないと、訴状でも述べましたが、本件原発に事故が起きた場合は、関西1400万人の水源の琵琶湖が放射能汚染され、1200年を超える歴史を誇る古都京都も一瞬に失われてしまうこととなります。西日本が壊滅することとなります。裁判官にはそれを未然に防ぐ力があります。ですから、真摯に、厳しく原発の安全性を審査して下さい。

裁判所には、この時代の流れと事実と福島原発事故の被害を直視し、人権の最後の砦であるとの裁判所本来の役割を果たして頂くよう、強く求めるものであります。

以

上